



地政学リスクと 知的財産を語る ラウンドテーブル

【共催】世界知的所有権機関（WIPO）日本事務所
独立行政法人 日本貿易振興機構（ジェトロ）



(月)

15-17時



地政学リスクと知財戦略

～知財部門の長期経営企画への参画～

キヤノン株式会社 顧問
長澤 健一

軍事産業 & リスク需要

AI/量子技術

サイバーセキュリティ

高精細センサ
(e.g.SPAD)

核関連技術

宇宙関連技術

半導体/希少材料

EV

エネルギー問題

自動運転

食料問題

XR

内製保護主義

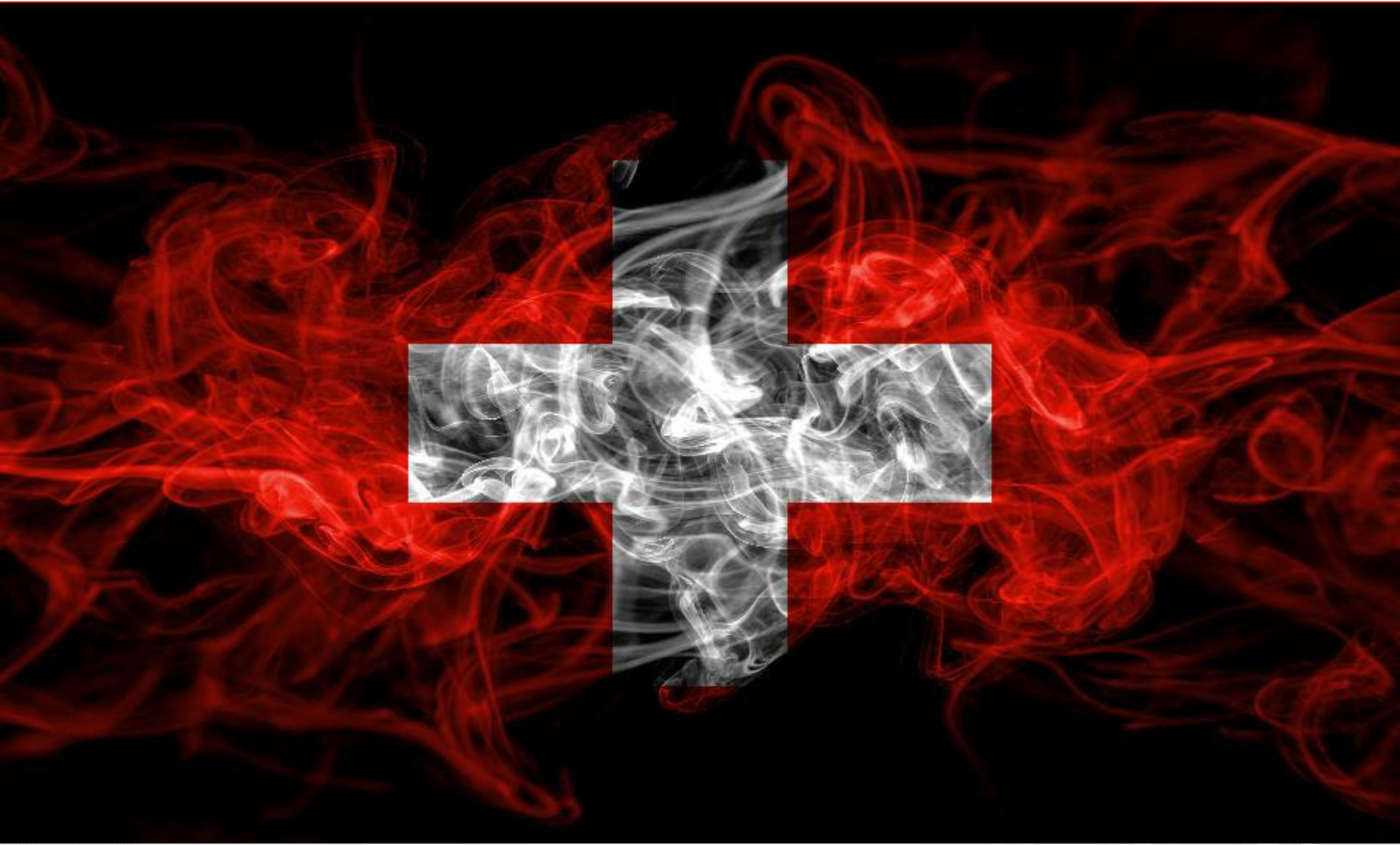
Beyond 5G

Metaverse

Volumetric

防衛産業

コロナ禍 2020年～



社会要請

環境問題
人権問題
高齢化社会



CGC・ESG経営

サステナビリティ・CSR・ロジ・法務・人事・情報 + 知財

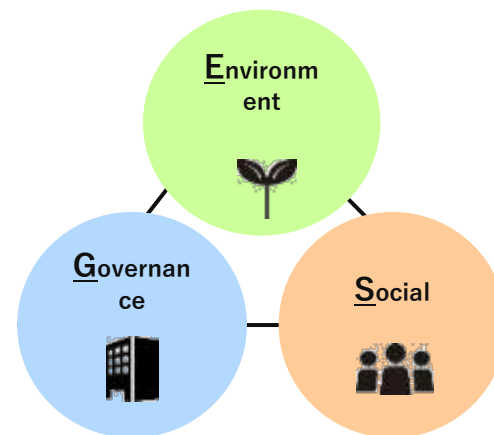
◆コーポレートガバナンス・コード

(2021年6月改定)

知財投資戦略の開示・監督について明記

◆知財・無形資産ガバナンス ガイドライン

(2022年1月内閣府・経産省)



知的財産への注目



企業価値の向上に資する
知財投資・活用・開示

ESG要請の高まり



知財部門が
ESG経営をリード・加速

社内での知財部の役割の拡がり

各ビジネスのコアコンピタンスは何か？



コアコンピタンスを明確にし、それに応じた各ビジネスの知財戦略を考える

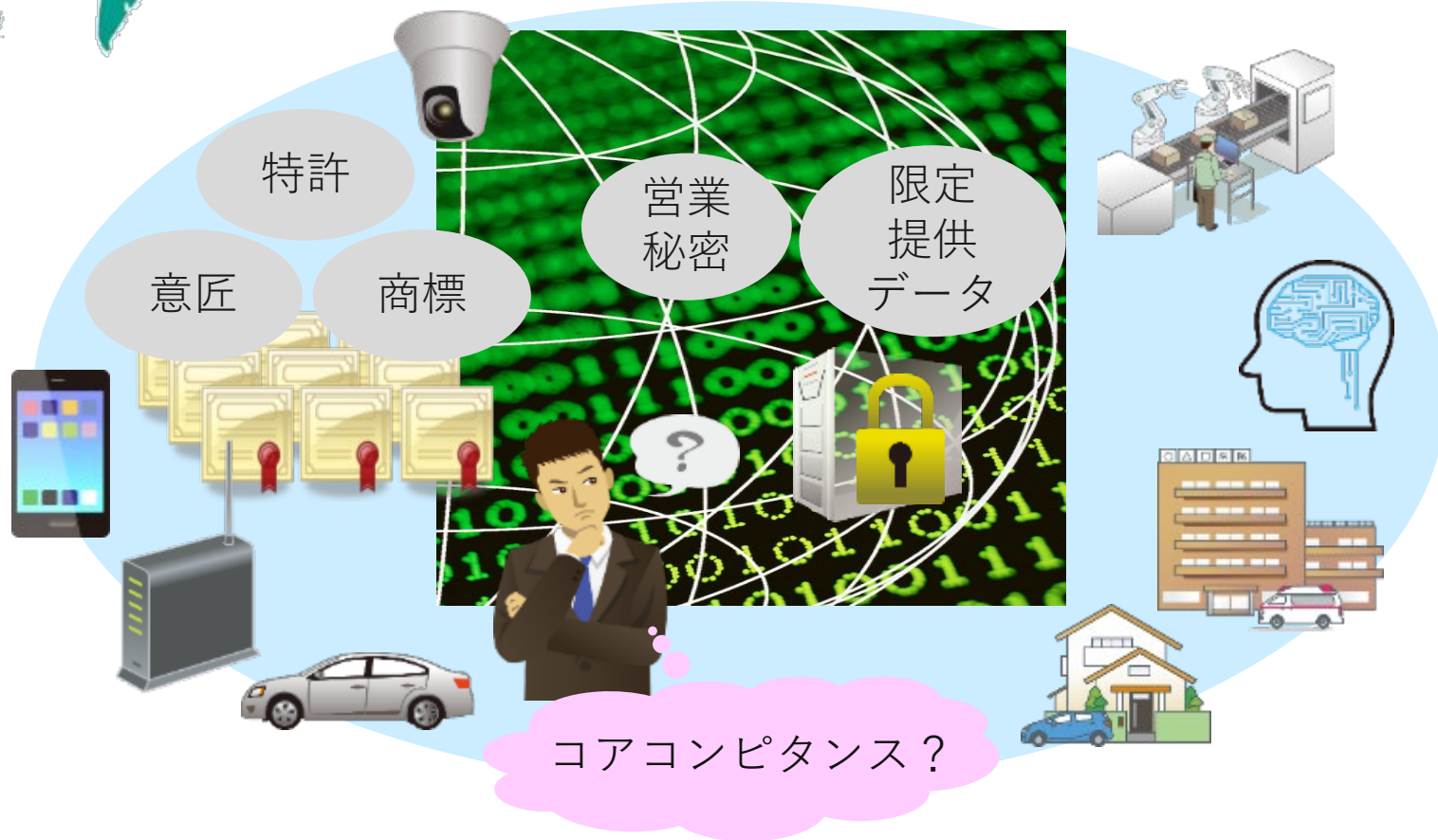
今後の技術保護を考える



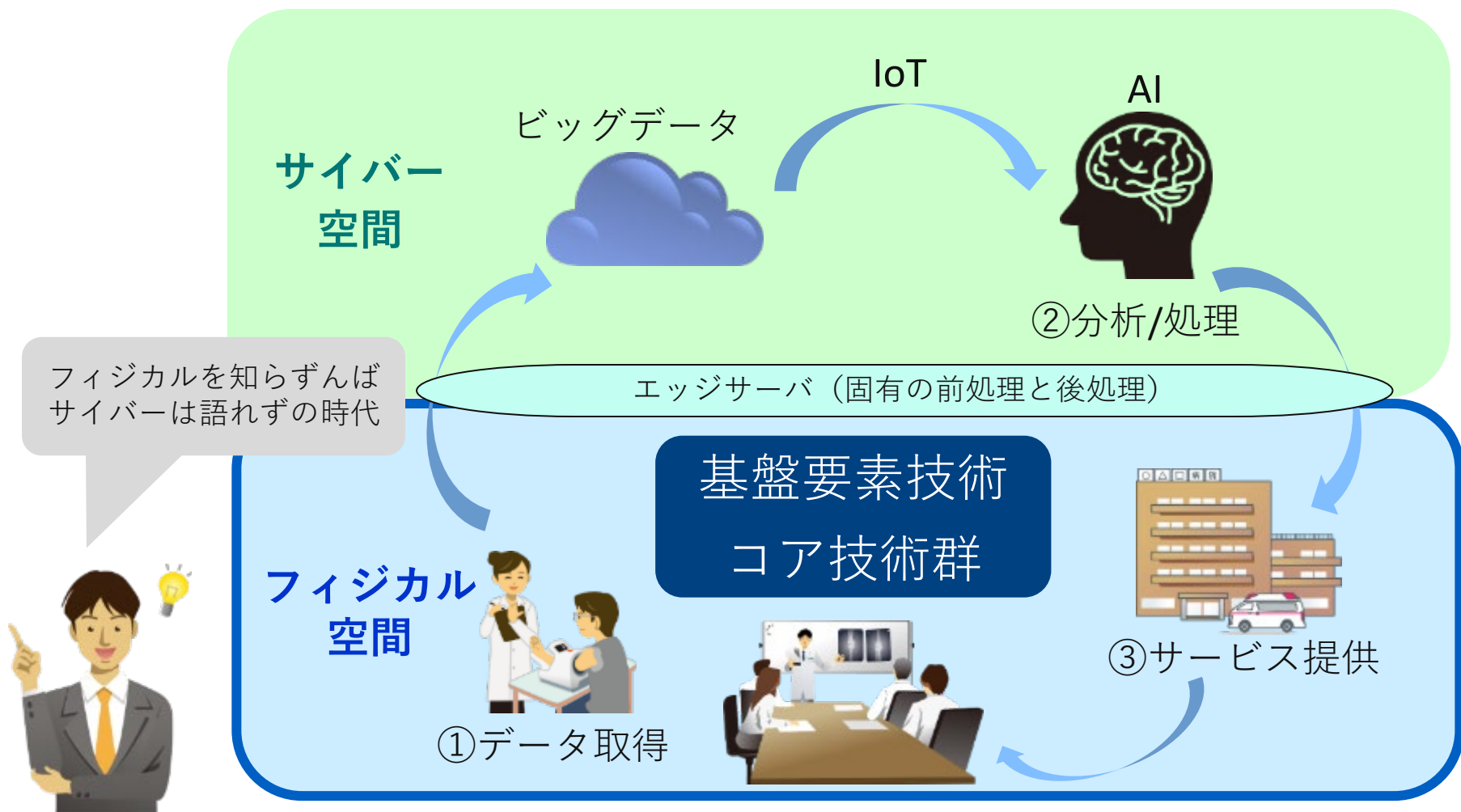
クラウドでの実施の
定義と保護の在り方
(e.g.分散サーバ)



メタバース/NFTに
係わるデザインや商標
等の保護の在り方

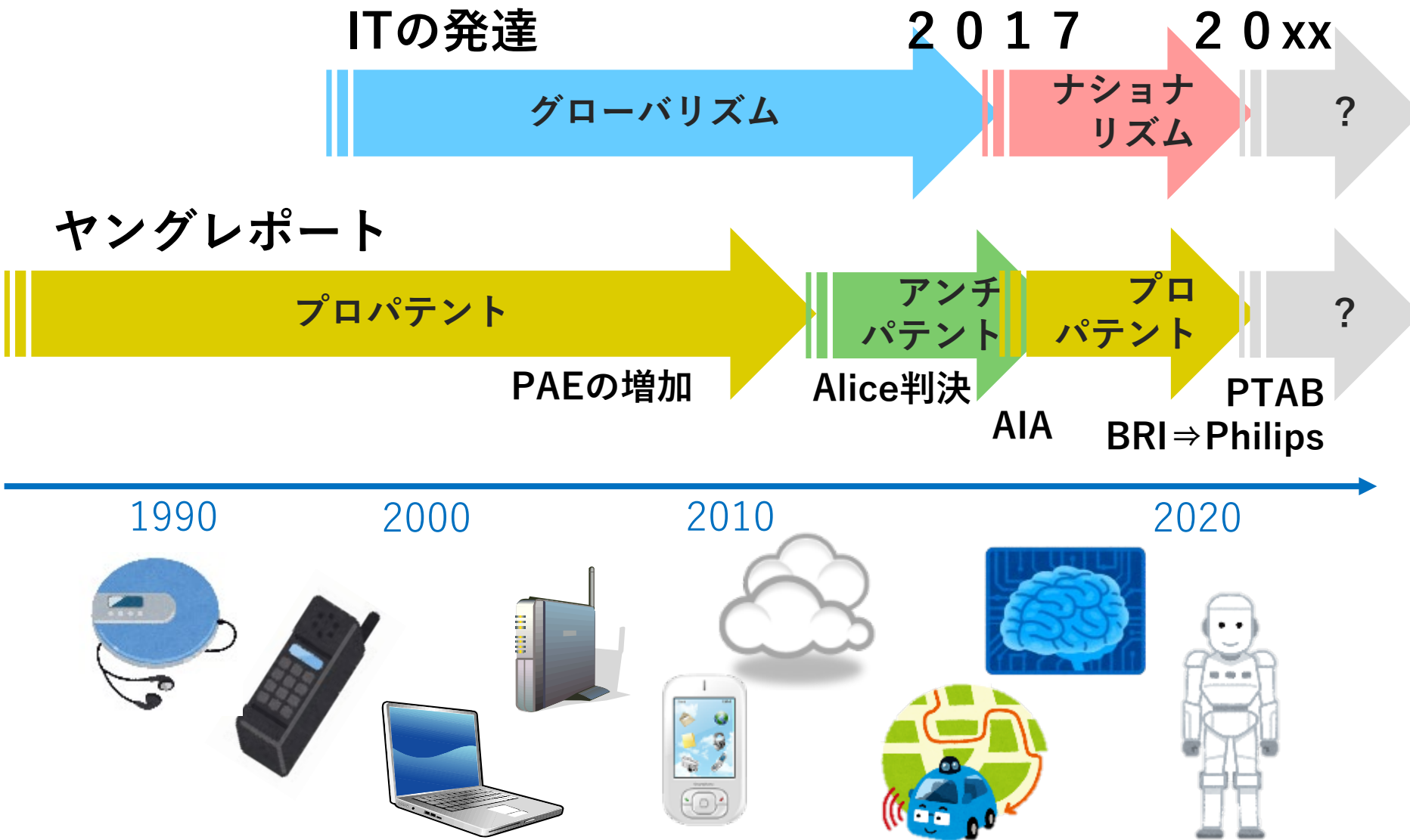


日本産業の勝機



地政学リスクも日本には追い風の面がある

時代の変遷と知財政策



I o T / A I の発展の影響



様々なモノが繋がる時代になり、ネットワークインフラ特許（含SEP※）
 に関わる業界が広がってきている

※SEP：Standard Essential Patent（標準必須特許）

法改正や司法の動き (サイバー時代への対応を加速せよ)



UPC Opt-Out



TXW
Albright判事



中目黒 ビジネス・コート



ASI



Global License

広い視野と中長期的視点で

政治



環境



経済



社会



産業



将来を
先読み



様々な立場に自分を置き換えて将来を予測

今後のデータとビジネス（1）



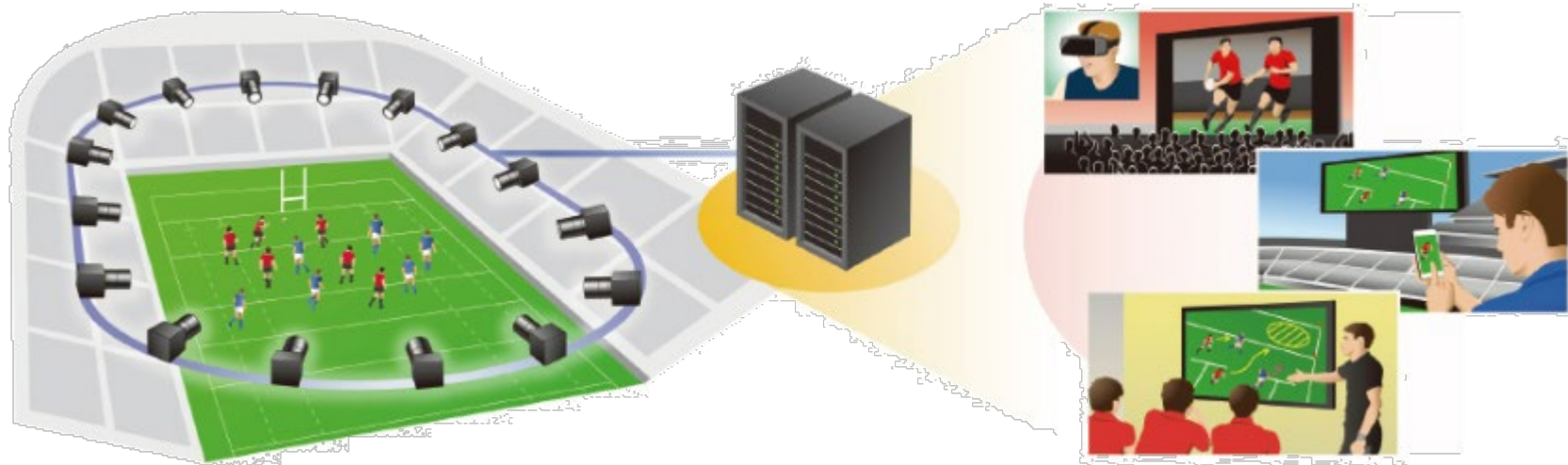
2次元画像の高精細化
→ 3次元空間の利用



今後のデータとビジネス（2）



アミューズメント &
エンターテイメント
の復興



知財部門の役割が重要に！



長期経営戦略
(経営企画) は
知財部門が
主導すべし



More & More Data
More & More Industry
More & More Usage

ご清聴ありがとうございました

出しゃばれ、知財！

Put yourself forward!

知財部門が多様化する長期経営をリードしよう

特許出願非公開制度開始後の外国出願

特許庁 特許出願非公開プロジェクト事務局長 千本 潤介



令和6年5月1日から新制度がスタートします
私の名前ですか？
それは非公開です。

令和6年1月15日 地政学リスクと知的財産を語るラウンドテーブル

特許出願の非公開制度の概要（1 / 2）

（経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律 第5章）

趣旨

特許出願の非公開制度を導入することにより、

- 公にすることにより国家及び国民の安全を損なう事態を生ずるおそれが大きい発明が記載されている特許出願につき、出願公開等の手続を留保するとともに、その間、必要な情報保全措置を講ずること、特許手続を通じた機微な技術の公開や情報流出を防止。
- これまで安全保障上の観点から特許出願を諦めざるを得なかった発明者に特許法上の権利を受ける途を開く。

概要

1. 特許出願の非公開に関する基本指針を策定【第65条】

2. 技術分野等によるスクリーニング（第一次審査）【第66条】

・特許庁は、公にすることにより国家及び国民の安全を損なう事態を生ずるおそれが大きい発明が含まれ得る技術分野（※）に属する発明が記載されている特許出願を、内閣府に送付

※ 特定技術分野（政令で指定）：核技術、先進武器技術等の中から下記3①②の観点を踏まえて絞り込んだもの

▶ 第一次・第二次審査中及び保全指定中は、出願公開及び特許査定を留保

3. 保全審査（第二次審査）【第67条】

・「保全審査」（＝発明の情報を保全することが適当と認められるかの審査）における考慮要素

① 国家及び国民の安全を損なう事態を生ずるおそれの程度

② 発明を非公開とした場合に産業の発達に及ぼす影響 等

▶ 内閣府は、審査に当たり、国の機関や外部の専門家の協力を得、また、国の関係機関に協議

▶ 保全指定をする前に、出願人に対し、特許出願を維持するか意思確認を実施

特許出願の非公開制度の概要 (2/2)

(経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律 第5章)

概要 (続き)

4. 保全指定【第70条】

・「保全対象発明」を指定、出願人に通知

※ 指定の期間：1年以内。以後、1年ごとに延長の要否を判断

※ 指定の効果：

- | | |
|----------------------|--------------------------|
| ▶ 出願の取下げ禁止【第72条】 | ▶ 発明情報の適正管理義務【第75条】 |
| ▶ 発明の実施の許可制【第73条】 | ▶ 他の事業者との発明の共有の承認制【第76条】 |
| ▶ 発明内容の開示の原則禁止【第74条】 | ▶ 外国への出願の禁止【第78条】 |

5. 外国出願禁止（第一国出願義務）【第78条】

・日本でした2の技術分野に属する発明については、まず日本に出願しなければならないこととする第一国出願義務を規定
(特許庁に対し、該当するかどうかを事前確認可能【第79条】) **PCT出願もここでいう「外国出願」に該当します**

6. 補償【第80条】

・発明の実施の不許可等により損失を受けた者に対し、通常生ずべき損失を補償

施行期日

令和6年5月1日

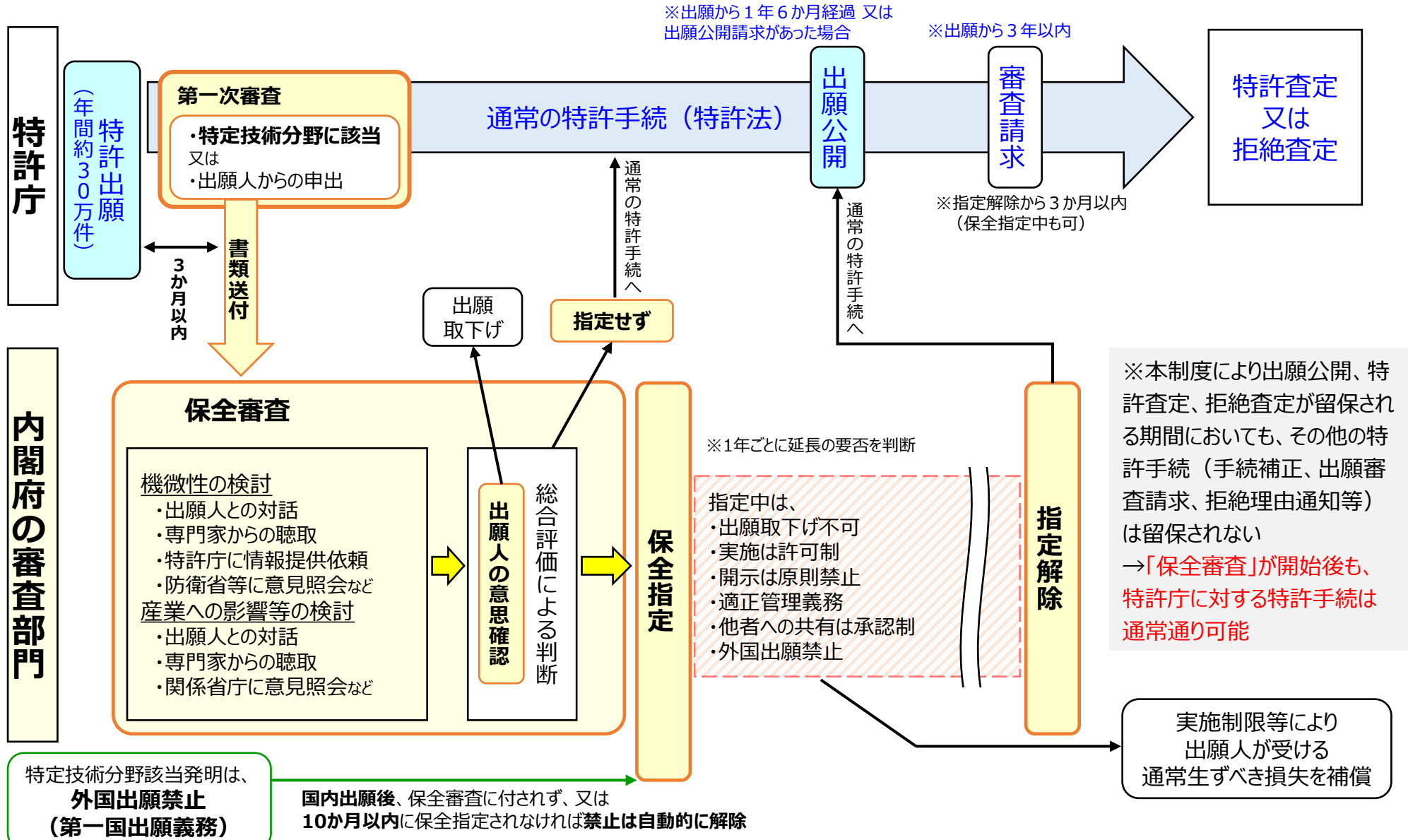


特定技術分野に該当しない発明は
外国出願禁止されないんですか？

その通りだよ。保全審査の対象分野だけ、
日本への第一国出願を義務付けて、保全
指定の要否を検討する仕組みなんだ。



特許出願の非公開制度 手続フロー図



※禁止対象に当たるかどうかの事前確認制度あり

- **特定技術分野**：(1)～(25)の技術分野について、国際特許分類（又はこれに準じて細分化したもの）に従って規定。

【我が国の安全保障の在り方に多大な影響を与え得る先端技術が含まれ得る分野※】

- | | |
|--|-------------------------------------|
| (1) 航空機等の偽装・隠ぺい技術 | (10) スクラムジェットエンジン等に関する技術 |
| (2) 武器等に関する無人航空機・自律制御等の技術 | (11) 固体燃料ロケットエンジンに関する技術 |
| (3) 誘導武器等に関する技術 | (12) 潜水船に関する技術 |
| (4) 発射体・飛翔体の弾道に関する技術 | (13) 無人水中航走体等に関する技術 |
| (5) 電磁気式ランチャを用いた武器に関する技術 | (14) 音波を用いた位置測定等の技術であって潜水船等に関するもの |
| (6) 例えばレーザー兵器、電磁パルス(EMP)弾のような新たな攻撃又は防御技術 | (15) 宇宙航行体の熱保護、再突入、結合・分離、隕石検知に関する技術 |
| (7) 航空機・誘導ミサイルに対する防御技術 | (16) 宇宙航行体の観測・追跡技術 |
| (8) 潜水船に配置される攻撃・防護装置に関する技術 | (17) 量子ドット・超格子構造を有する半導体受光装置等に関する技術 |
| (9) 音波を用いた位置測定等の技術であって武器に関するもの | (18) 耐タンパ性ハウジングにより計算機の部品等を保護する技術 |
| | (19) 通信妨害等に関する技術 |

(10)～(19):保全指定をした場合に**産業の発達に及ぼす影響が大きい**と認められる技術分野 → **付加要件**を適用

【我が国の国民生活や経済活動に甚大な被害を生じさせる手段となり得る技術が含まれ得る分野※】

- | | |
|----------------------------|---------------------------|
| (20) ウラン・プルトニウムの同位体分離技術 | (24) ガス弾用組成物に関する技術 |
| (21) 使用済み核燃料の分解・再処理等に関する技術 | (25) ガス、粉末等を散布する弾薬等に関する技術 |
| (22) 重水に関する技術 | |
| (23) 核爆発装置に関する技術 | |

付加要件一覧

- **付加要件**：①～③のいずれかに該当する発明であること。

①防衛・軍事	我が国の防衛又は外国の軍事の用に供するための発明
②国・国研	国又は国立研究開発法人による特許出願（国又は国立研究開発法人以外の者と共同でしたものを除く。）に係る発明
③国の委託等	<p>以下のいずれかの適用を受けた特許出願に係る発明</p> <ul style="list-style-type: none">● 日本版バイ・ドール制度（産業技術力強化法第17条） 産業技術力強化法第17条第1項第1～4号に規定する条件を受託者が約する場合に、各省庁が政府資金を供与して行っている委託研究開発（国立研究開発法人等を通じて行うものを含む。）に係る知的財産権について、100%受託者（民間企業等）に帰属させうる（受託者が特許出願人となりえる）こととする制度。● 科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第22条 国の委託研究であって、本邦法人と外国法人等が共同して行うものの成果に係る知的財産権について、国がその一部のみを受託者から譲り受けすることができる（国と受託者の共同出願となりえる）とする制度。

※③の場合、**特許出願の願書に以下のような記載が必要。**

【国等の委託研究の成果に係る記載事項】

令和〇年度、〇〇省、〇〇委託事業（又は請負事業）、産業技術力強化法第17条第1項の適用を受ける特許出願

（注）以降のスライドにおいて、「特定技術分野に属する発明」とは、
付加要件の対象分野については、付加要件も満たす発明を意味するものとして説明

外国出願禁止の対象となるか確認したい場合

- 日本国内でした発明であって公になっていないものが、**特定技術分野に属する発明**であるときは、政令で定める例外を除き、**外国出願（※）が禁止（第78条）**

（※）外国出願には特許協力条約（PCT）に基づく国際出願も含まれる



特定技術分野に該当しなければ外国出願が禁止されないといっても、判断に迷うときは、どのようにしたらいいの？

方法	1. 日本への第一国出願 (第一次審査・保全審査)	2. 外国出願の禁止に関する事前確認
手続	特許出願 ★オンライン手続or書面手続	外国出願事前確認のための申出書の提出 ★書面手続
言語	日本語	日本語 or 英語
判断期間	出願日から3か月以内（第一次審査） 出願日から10か月以内（保全審査）など ※詳細はスライド13参照	申出書が特許庁に届いた日から10開庁日程度 ※特許庁が内閣府に確認を求めない場合、 添付書類が長大ではない場合 等
手数料	14,000円（出願料金）	25,000円
留意点	特定技術分野に属する発明でも、 保全指定されなかったものは外国出願が可能となる。	・特許庁が特定技術分野に属する発明であると判断した場合、内閣府が「公にすることにより外部から行われる行為によって国家及び国民の安全に影響を及ぼすものでないことが明らか」と判断しない限り外国出願不可。 ・特許請求の範囲は記載不要。

日本へ第一国出願後、外国出願が可能となる条件

- 日本へ第一国出願後、一定の条件を満たせば、特定技術分野に属する発明であっても、外国出願が可能となる

外国出願が可能となる条件（以下のいずれかを満たす場合）

- ① 出願日から3か月以内に第66条第3項の通知（特許庁から内閣府へ送付した旨の通知）が発せられなかった
- ② 第66条第10項の通知（特許庁から内閣府へ送付しなかった旨の通知）がされた※②は申出がある場合のみ通知される
- ③ 出願日から10か月経過した（保全指定された場合や10か月経過前に出願の却下・放棄・取下げがあった場合を除く。）又は保全指定する必要がない旨の通知（第71条）がされた
- ④ 保全指定が解除された
- ⑤ 保全指定の期間が満了した

第一次審査の結果、
保全審査に付されなかった場合

出願人が外国出願を検討する場合の判断フロー例

日本でも特許権
取得を望むか

外国出願OK

外国出願OK

保全審査に送られない

保全指定されない

望む

望まない

特許庁
第一次審査

内閣府
保全審査 保全指定

指定解除
期間満了

外国出願
OK

該当する可能性が低い

出願予定の発明が
特定技術分野に属する
発明に該当しそうか

日本へ出願していれば、保全審査の結果、外国出願OKとなる場合であっても、外国出願事前確認では外国出願NGの回答になることがあります。よって、特定技術分野に該当する可能性が低いと考える場合は、日本での権利取得を望むか否かに関わらず、外国出願事前確認制度を利用するよりも、はじめから日本への出願をすることも一案として考えられます。

外国出願可能
の回答

外国出願
OK

外国出願事前確認

外国出願不可
の回答

外国出願
NG

該当しない
ことが明らか

外国出願OK

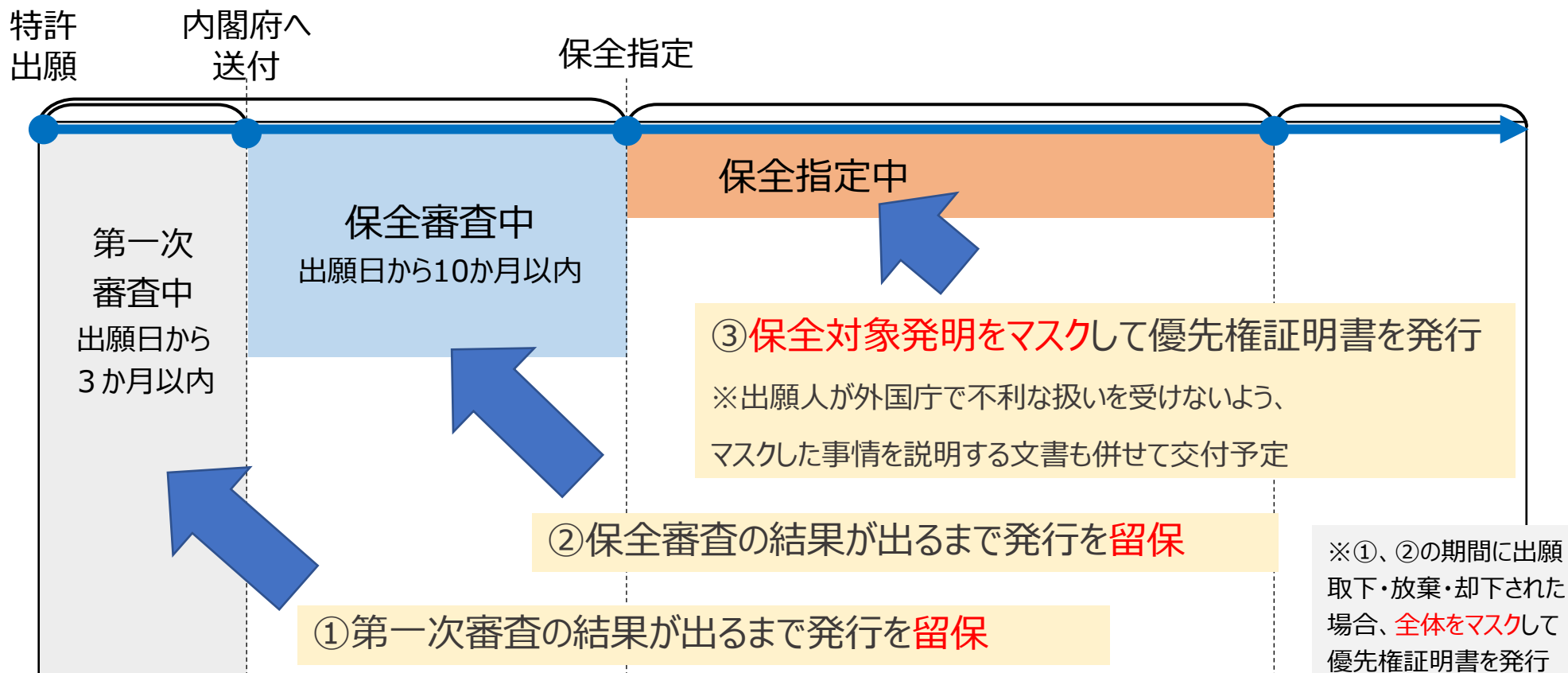
該当する可能性が低い

優先権証明書発行に関する問題への対処



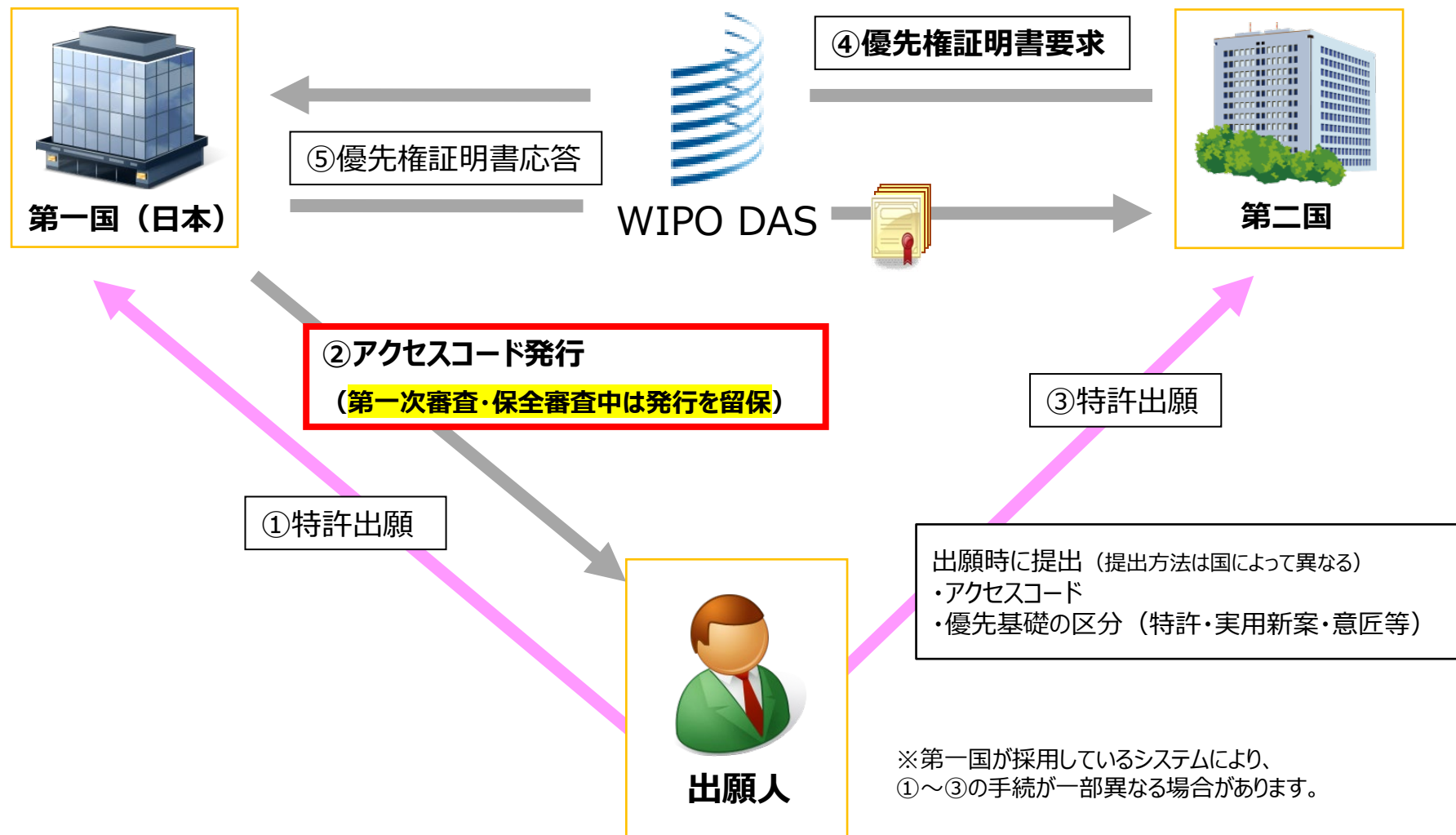
基本的な考え方

- 適法に外国出願がなされた場合、優先権証明書は発行すべき
- 一方で、優先権証明書に保全対象の発明をそのまま記載することは防ぐべき



第一次審査は全出願が対象 ⇒ **第一次審査中は一律に優先権証明書の発行を留保**
(参考) 出願から3か月以内の発行件数は約3,000件で全出願の約1% (2021年度)

(補足) 優先権証明書の電子的交換 (DAS) の場合



ご清聴ありがとうございました

本日はPCTを含む外国出願との関係に絞ってご説明いたしましたが、近日中にINPITのIPePlatにて説明動画を公開予定ですので、是非、ご覧下さい。

https://ipeplat.inpit.go.jp/Elearning/View/Login/P_login.aspx

また、令和5年法改正とあわせて本制度についても全国各地で説明会を開催中です。

<https://kaiseisetsumei-jpo2023.go.jp/>



最後の2スライドは「付録」よ。
今日のポイントを表裏1枚紙にまとめたから、
外国で特許を取りたい方は手元に置いておくといいわ

令和6年5月1日から、特許出願の非公開制度が施行されます

内閣府・特許庁

- 本制度は、安全保障上拡散すべきでない発明の内容が含まれる特許出願が、出願公開されることを防ぐためのものです。
- そのため、**非公開の対象となり得る技術分野（特定技術分野、詳細は裏面参照）に該当しない発明の特許出願は、出願から特許の取得までの流れや出願公開に変更はありません。**
- 一方で、**外国出願の禁止の対象となる場合には注意する必要があります**ので、下のフロー図をご参照ください。

国内特許のみ
取りたい

国内と外国の両方の特許を取りたい

外国特許のみ
取りたい

先に国内出願

先に外国出願

<国内出願のみ>

ほとんどの出願において、
本制度について特別な対応は
必要ありません。
必要な場合、出願日から
3か月以内に通知※1します。

<国内出願後、パリ優先権
主張をして外国出願>

全ての国内出願について、
本制度による審査を行います。

審査の結果、非公開の対象外と判
断されれば、制約なく外国出願でき
るようになります※2。


**特定技術分野に該当しない
発明は、
審査結果を待たずに、
外国出願（PCT出願含む）
可能です。**

<国内出願をしていない状態で外国出願>

**（日本国内でした発明であって公になっていないもので）
特定技術分野に該当する発明は、
外国出願（PCT出願含む）禁止です。**

（違反に対しては罰則※3が科せられます。）

まずは、特定技術分野であるか確認してください※4。

Point  特定技術分野に該当する発明であっても、
先に国内出願し、非公開の対象外と判断されれば、
外国出願禁止が解除され、外国出願できるようになります。

特定技術分野に該当する場合や、判断が付かない場合は、
先に国内出願するのも一案です※4。

**特定技術分野に該当しない発明は、
外国出願（PCT出願含む）可能です。**

優先権証明書及びアクセスコードについて

本制度により非公開の対象か否かを
判断する間※2、**優先権証明書・アクセス
コードの発行を留保**します。

※1 特許出願に特定技術分野に属する発明が記載されている場合等には、特許庁から内閣府に出願書類を送付して非公開の対象とすべきかの検討をします。この場合、送付をした旨を特許出願人に対して通知します。

※2 判断期間は、通常は3か月以内ですが、特定技術分野に該当する場合は、非公開の対象とすべきかの検討が必要なため、最長で10か月かかります。

※3 一年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金、又はこれを併科。また、対応する国内出願があれば却下される場合があります。

※4 国内出願をせずに、外国出願の禁止に該当するかどうかについて特許庁長官に確認を求めることができる制度（事前確認制度、手数料25,000円）も新設されます。

ただし、先に国内出願（出願手数料14,000円）をした場合、特定技術分野に該当しても、非公開の対象とすべきかの検討をした結果、対象外と判断されれば、外国出願禁止が解除され、外国出願が可能となりますが事前確認制度では、そのような検討を行う過程がないため、特定技術分野に該当するものは、非公開の対象にならないことが明らかであるものを除き、外国出願が禁止される旨の回答となります。



▲詳細はこちら

(参考) 特定技術分野の概要

特定技術分野：(1)~(25)の技術分野について、国際特許分類（又はこれに準じて細分化したもの）に従って規定。

【我が国の安全保障の在り方に多大な影響を与え得る先端技術が含まれ得る分野※】

- | | | |
|---|-------------------------------------|---|
| (1) 航空機等の偽装・隠ぺい技術 | (10) スクラムジェットエンジン等に関する技術 | 付加要件対象分野
付加要件を満たさないものは、非公開の対象になりません。外国出願も禁止されません。 |
| (2) 武器等に関する無人航空機・自律制御等の技術 | (11) 固体燃料ロケットエンジンに関する技術 | |
| (3) 誘導武器等に関する技術 | (12) 潜水船に関する技術 | |
| (4) 発射体・飛翔体の弾道に関する技術 | (13) 無人水中航走体等に関する技術 | |
| (5) 電磁気式ランチャを用いた武器に関する技術 | (14) 音波を用いた位置測定等の技術であって潜水船等に関するもの | |
| (6) 例えばレーザ兵器、電磁パルス(EMP)弾のような新たな攻撃又は防御技術 | (15) 宇宙航行体の熱保護、再突入、結合・分離、隕石検知に関する技術 | |
| (7) 航空機・誘導ミサイルに対する防御技術 | (16) 宇宙航行体の観測・追跡技術 | |
| (8) 潜水船に配置される攻撃・防護装置に関する技術 | (17) 量子ドット・超格子構造を有する半導体受光装置等に関する技術 | |
| (9) 音波を用いた位置測定等の技術であって武器に関するもの | (18) 耐タンパ性ハウジングにより計算機の部品等を保護する技術 | |
| | (19) 通信妨害等に関する技術 | |

付加要件： ①我が国の防衛又は外国の軍事の用に供するための発明 ②国又は国立研究開発法人による発明 ③国の委託等に係る発明

【我が国の国民生活や経済活動に甚大な被害を生じさせる手段となり得る技術が含まれ得る分野※】

- | | |
|----------------------------|---------------------------|
| (20) ウラン・プルトニウムの同位体分離技術 | (24) ガス弾用組成物に関する技術 |
| (21) 使用済み核燃料の分解・再処理等に関する技術 | (25) ガス、粉末等を散布する弾薬等に関する技術 |
| (22) 重水に関する技術 | |
| (23) 核爆発装置に関する技術 | |

※ 上記(1)~(19)、(20)~(25)について、主にどちらの考え方に着目して選定したものであるかを記載。

➤ **経済安全保障**

- ・ 戦略的自律性—守りと攻め
- ・ 他国がまねできない日本独自の技術（データの蓄積）

➤ **環境**

- ・ インターネット×AI=イノベーション→社会構造変革
- ・ グローバル協業×外国人材



➤ **データ流出防止—守りと攻め**

- ・ 生成AI×知財
- ・ データ保護
- ・ セキュリティクリアランス
- ・ アクセスコントロール、フォレンジック
- ・ 民事・刑事の実務



*Thank you for your
kind attention!*

Izumi Hayashi

Attorney-at-Law

Sakurazaka Law Offices

izumi.hayashi@sakurazakalaw.tokyo

<http://sakurazakalaw.tokyo>

Tel +81-3-5563-1501

Fax 81-3-5563-1502

経済安全保障重要技術育成プログラム（K Program）について

- ・経済安全保障推進法に基づく指定基金の活用により、複数年度にわたり**特定重要技術**の実用化に向けて強力に支援。
 ※**特定重要技術**：先端的な技術のうち、研究開発情報の外部からの不当な利用や、当該技術により外部から行われる妨害等により、国家及び国民の安全を損なう事態を生ずるおそれがあるもの（具体的には、宇宙・海洋・量子・AI等の分野における先端的な重要技術を想定）
- ・経済安全保障上の我が国のニーズを踏まえつつ、個別の技術の特性や技術成熟度等に応じて適切な技術流出対策をとりながら、研究開発から技術実証までを迅速かつ柔軟に推進。

経済安全保障重要技術育成プログラムに係る研究開発ビジョン（第一次）：支援対象とする技術

海洋領域	宇宙・航空領域	領域横断※・サイバー空間、バイオ領域
<p>資源利用等の海洋権益の確保、海洋国家日本の平和と安定の維持、国民の生命・身体・財産の安全の確保に向けた総合的な海洋の安全保障の確保</p> <p>（支援対象とする技術）</p> <ul style="list-style-type: none"> ■海洋観測・調査・モニタリング能力の拡大（より広範囲・機動的） <ul style="list-style-type: none"> 自律型無人探査機（AUV）の無人・省人による運搬・投入・回収技術 AUV機体性能向上技術（小型化・軽量化） 量子技術等の最先端技術を用いた海中（非GPS環境）における高精度航法技術 ■海洋観測・調査・モニタリング能力の拡大（常時継続的） <ul style="list-style-type: none"> 先進センシング技術を用いた海面から海底に至る空間の観測技術 観測データから有用な情報を抽出・解析し統合処理する技術 量子技術等の最先端技術を用いた海中における革新的センシング技術 ■一般船舶の未活用情報の活用 <ul style="list-style-type: none"> 現行の自動船舶識別システム（AIS）を高度化した次世代データ共有システム技術 	<p>宇宙利用の優位性を確保する自立した宇宙利用大国の実現、安全で利便性の高い航空輸送・航空機利用の発展</p> <p>（支援対象とする技術）</p> <ul style="list-style-type: none"> ■衛星通信・センシング能力の抜本強化 <ul style="list-style-type: none"> 低軌道衛星間光通信技術 自動・自律運用可能な衛星コンステレーション・ネットワークシステム技術 高性能小型衛星技術 小型かつ高感度の多波長赤外線センサー技術 ■民生・公的利用における無人航空機の利活用拡大 <ul style="list-style-type: none"> 長距離等の飛行を可能とする小型無人機技術 小型無人機を含む通航安全管理技術 小型無人機との信頼性の高い情報通信技術 ■優位性につながる無人航空機技術の開拓 <ul style="list-style-type: none"> 小型無人機の自律制御・分散制御技術 空域の安全性を高める小型無人機等の検知技術 小型無人機の飛行経路の風況観測技術 ■航空分野での先端的な優位技術の維持・確保 <ul style="list-style-type: none"> デジタル技術を用いた航空機開発製造プロセス高度化技術 航空機エンジン向け先進材料技術（複合材製造技術） 超音速要素技術（低騒音機体設計技術） 極超音速要素技術（幅広い作動域を有するエンジン設計技術） 	<p>領域をまたがるサイバー空間と現実空間の融合システムによる安全・安心を確保する基盤、感染症やテロ等、有事の際の危機管理基盤の構築</p> <p>（支援対象とする技術）</p> <ul style="list-style-type: none"> ハイパワーを要するモビリティ等に搭載可能な次世代蓄電池技術 宇宙線ミュオンを用いた革新的測位・構造物イメージング等応用技術 AIセキュリティに係る知識・技術体系 <ul style="list-style-type: none"> 不正機能検証技術（ファームウェア・ソフトウェア/ハードウェア） ハイブリッドクラウド利用基盤技術 生体分子シーケンサー等の先端研究分析機器・技術 <p>（目まぐるしく変化・発展し続けている技術群も数多く含まれていること、国としてのニーズが網羅的に整理されているとは必ずしも言えない状況であることから、ニーズや課題を同定しつつ、今後引き続き検討を進める）</p>
<p>量子、AI等の新興技術・最先端技術 我が国の優位性・不可欠性の確保につながる量子、AI技術等の新興技術・最先端技術の獲得</p> <p>AI技術 量子技術 ロボット工学（無人機） 先端センサー技術 先端エネルギー技術</p> <p>支援対象とする技術の研究開発や育成支援に関しては、個々の技術開発を行うことに加え、要素技術の組み合わせによるシステム化、様々なセンシング等により得られたビッグデータ処理、設計製造へのデジタル技術の活用などの取組を含みうることに留意する。</p>		

K Program 研究開発ビジョン（第二次）：新たに支援対象とする技術

海洋領域	サイバー空間	領域横断※
<p>資源利用等の海洋権益の確保、海洋国家日本の平和と安定の維持、国民の生命・身体・財産の安全の確保に向けた総合的な海洋の安全保障の確保</p> <p>（支援対象とする技術）</p> <ul style="list-style-type: none"> ■海洋観測・調査・モニタリング能力の拡大 <ul style="list-style-type: none"> 海中作業の飛躍的な無人化・効率化を可能とする海中無線通信技術 ■安定的な海上輸送の確保 <ul style="list-style-type: none"> デジタル技術を用いた高性能次世代船舶開発技術 船舶の安定運航等に資する高解像度・高精度な環境変動予測技術 	<p>領域をまたがるサイバー空間と現実空間の融合システムによる安全・安心を確保する基盤の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> 先進的サイバー防御機能・分析能力の強化 <ul style="list-style-type: none"> サイバー空間の状況把握・防御技術 セキュアなデータ流通を支える暗号関連技術 偽情報分析に係る技術 ノウハウの効果的な伝承につながる人作業伝達等の研究デジタル基盤技術 	<p>多様なニーズに対応した複雑形状・高機能製品の先端製造技術</p> <ul style="list-style-type: none"> 高精度な金属積層造形システム技術 高効率・高品質なレーザー加工技術 <p>省レアメタル高機能金属材料</p> <ul style="list-style-type: none"> 耐熱超合金の高性能化・省レアメタル化技術 重希土フリー磁石の高耐熱・高磁力化技術 <p>輸送機等の革新的な構造を実現する複合材料等の接着技術</p> <p>次世代半導体材料・製造技術</p> <ul style="list-style-type: none"> 次世代半導体微細加工プロセス技術 高出力・高効率なパワーデバイス/高周波デバイス向け材料技術 <p>孤立・極限環境に適用可能な次世代蓄電池技術</p> <p>多様な機器・システムへの応用を可能とする超伝導基盤技術</p>
<p>宇宙利用の優位性を確保する自立した宇宙利用大国の実現、安全で利便性の高い航空輸送・航空機利用の発展</p> <p>（支援対象とする技術）</p> <ul style="list-style-type: none"> ■センシング能力の抜本的な強化 <ul style="list-style-type: none"> 高高度無人機を活用した高解像度かつ継続性のあるリモートセンシング技術 超高分解能常時観測を実現する光学アンテナ技術 ■機能保証のための能力強化 <ul style="list-style-type: none"> 衛星の寿命延長に資する燃料補給技術 ■無人航空機の利活用の拡大 <ul style="list-style-type: none"> 長距離物資輸送用無人航空機技術 	<p>感染症やテロ等、有事の際の危機管理基盤の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> 多様な物質の検知・識別を可能とする迅速・高精度なマルチガスセンシングシステム技術 有事に備えた止血剤製造技術 脳波等を活用した高精度ブレインテックに関する先端技術 	
<p>量子、AI等の新興技術・最先端技術 我が国の優位性・不可欠性の確保につながる量子、AI技術等の新興技術・最先端技術の獲得</p> <p>AI技術 量子技術 ロボット工学（無人機） 先端センサー技術 先端エネルギー技術</p> <p>支援対象とする技術の研究開発や育成支援に関しては、個々の技術開発を行うことに加え、要素技術の組み合わせによるシステム化、様々なセンシング等により得られたビッグデータ処理、設計製造へのデジタル技術の活用などの取組を含みうることに留意する。</p>		



◆ 知財をめぐるグローバルな変化

昨今のデジタル化・ネットワーク化・プラットフォームの台頭さらに米中経済デカップリングの動きは、知財の世界にも色濃く影響

1. 産業分野を超えた知財の競合

デジタル化の進展により、知財についても従来の産業・製品・サービス分野を超えた競合が起こっている

2. デジタル知財戦略の必要性

- AI、深層学習の進展によるビッグデータの利用拡大により、データは資源との考えが定着→データ知財
- プラットフォーマーは膨大なデータを駆使した新しいサービス戦略

3. グローバルな知財への課題

- 各国の知財・裁判制度の差異が存在し企業活動にも影響
- SDGsの浸透と知財評価・戦略への影響

4. 地政学的環境変化とそれを踏まえた知財戦略

- 米及び日本政府の先端技術分野での安全保障上の対応の進展 特に Emerging Technologyへの新たな管理



◆ 日本企業への示唆（試案）

こうした状況の中で、日本企業はどう対応すべきか。注意すべき点を列挙してみる。

1. 内外へのアンテナ強化

政府の動向、Emerging Technologyに関する情報を見極めつつコンプライアンス上の問題がないよう注意深く行動することが重要

2. サプライチェーン全体の把握

自社の取引全体を末端まで把握することが必要

3. 海外研究拠点の管理

研究技術情報の管理・人材の管理が必要

4. 営業秘密の一層の管理

- 営業秘密を含めた知財の管理と人材・社内情報の管理が重要
- サイバーセキュリティの確保

5. 社内体制の構築

- 経営幹部、知財・法務、人事管理、情報システム等の各部署で認識を共有し、組織として横断的な対応が必要

(参考) 貿易をめぐる国際情勢に関するジェトロの刊行物

1. 『ジェトロ世界貿易投資報告2023年版 分断リスクに向き合う国際ビジネス』



政治経済上の摩擦や紛争等により、世界経済の発展を支えてきた自由貿易体制に歪みが生じつつある中、国際貿易・投資の秩序の揺らぎと、それに伴って複雑に変化するビジネス環境に焦点を当てて分析した報告書特に、以下の2節を参照


第I章 世界と日本の経済・貿易 第2節 世界の貿易


第III章 世界の通商ルール形成の動向 第1節 主要国・地域の通商政策



2. 『グローバル・バリューチェーン・レポート（2023年版）： 激動の時代におけるレジリエントかつ持続可能なGVC』（英語のみ）

原題：GLOBAL VALUE CHAIN DEVELOPMENT REPORT 2023: RESILIENT AND SUSTAINABLE
GVCS IN TURBULENT TIMES

 アジア開発銀行（ADB）、対外経済貿易大学（UIBE）GVC研究院、
世界貿易機関（WTO）、ジェトロ・アジア経済研究所の共同研究成果

 激動の時代におけるレジリエントかつ持続可能なGVCを主題とし、
現在最も重要と目されるトピックについて一般読者向けに分かりやすく解説

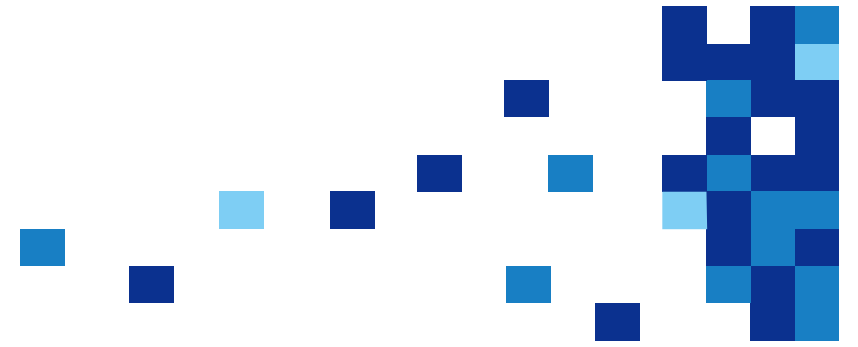


3. 『「安全保障貿易管理」早わかりガイド』



国際環境の変化に伴い、近年、主要国が「経済安全保障」推進のための制度の整備を急いでいる状況の下、日本の輸出管理制度や米国の輸出管理制度(EAR)のポイント等を、中小企業向けに解説する支援ツールとして作成されたガイド本





世界知的所有権機関（WIPO）日本事務所・独立行政法人 日本貿易振興機構（ジェトロ）
共催ウェビナー

地政学リスクと知的財産を語るラウンドテーブル

2024年1月15日



ピラミデ国際特許事務所
代表弁理士 駒井 慎二
<https://piramide-ip.com>



Copyright: PIRAMIDE IP Law Firm



PCT出願制度のメリット

▶ 国内出願に基づく優先権を主張してPCT出願をする場合

国内出願について保全審査の結果（3ヶ月又は10ヶ月のタイミング）を待って行うことになるが、翻訳文提出は優先日から30ヶ月の猶予期間があるため、外国出願の管理上最もメリットがある。

▶ 国内出願に基づくパリ条約上の優先権を主張する場合

保全審査の結果（3ヶ月又は10ヶ月のタイミング）を待っていては翻訳文の提出が間に合わないデメリットがある。（翻訳コストが無駄になることを承知の上で翻訳に入るとは任意）。特に、二次審査に進んだ案件は、秘密管理上の観点から企業内又は守秘義務を負う特許事務所に依頼されるべきである（安易な翻訳外注は危険）。

▶ 国内出願をすることなく外国出願をする場合

発明が特定技術分野の属しないことが明白である場合を除き、特許庁に事前確認を行う必要があるところ、事前確認には明細書相当の日本語文書の作成が必要である。加えて事前確認には一定の時間を有するから出願が遅延するデメリットがある。

知的財産に携わる者の新たな役割

☆新しいチャンス到来

経済安全保障が重要となる時代において、企業価値を上げる選択肢として知財が益々役割を果たすことが求められる

ミクロな特許技術を企業経営に活かすためには「知財の力」が必要、まずは組織づくりをして実践すれば人材も成長していく

～弁理士は、内閣府と出願人（企業）の間に立って、新しい制度をサポートします～

保全対象の設定に際し、企業におけるR&Dの経緯の説明、事業化に向けてのロードマップの説明、業界内での発明の位置付け等の説明を行うことにより、客観的な判断へのサポートが可能となる

これからの知的財産に携わる者の社会における役割

▶ 知的財産により企業の強み（特徴・専門性）を生かし、弱みを最小化する

- ・ 法律に基づき科学技術の理解・保護・活用ができ、かつ、海外ネットワークを保有
- ・ 海外代理人には、クライアントの当該国での事業計画を明確に伝え、海外代理人は当該国での補強すべきポイントを指摘する必要あり
価格のみならず差別化されたサービスが必要
- ・ 国家機密と営業秘密の両面での管理の観点から、保全されるべき秘密の対象を特定する
- ・ 課題を明確にしつつ発明の本質を捉える力、競業に対する地雷特許の立案する力

☆地政学リスクの時代において、知的財産に携わる者は個々のクライアントへの支援を通じて、社会全体に貢献する役割を担う

これからの知的財産に携わる者の社会における役割

▶ 私が考えるコンサル業務とは

- ・ 研究開発会議に弁理士が参画し（別途NDAを締結）、データの取扱い・事業化のタイミング・競合会社への優位性戦略など幅広く提案、その後プロセキューション業務を自身で行うことで真のコンサルが行える（対処策の言い放しでは不十分）
IPLの延長線上の業務として認識
- ・ 営業秘密管理規定のマニュアル作り、運用、評価に積極的に関与し、横断的組織の仕掛け人
- ・ CGCと営業秘密との関係を社内で整理する必要あり
競合会社との関係で秘密管理が必要な情報は投資家に提供できない点が各社の悩み
- ・ 地政学的リスク（中小企業が発生している事例）の認識を徹底する
- ・ 経済安全保障は、国の政策の問題にとどまらず、中小企業の技術やノウハウもターゲットとなる
中小企業が所有している技術（特許・ノウハウ等）を重要技術として認識できていない
特にノウハウ自体の認識不足（ノンプロテクトで製法やプログラムをSNSでアップ）